

アフタースクール事業
備品の管理／費用負担区分に関する基本協定書

柏市（以下「甲」という。）と、アフタースクール事業受託事業者（以下「乙」という。）は、アフタースクール事業（以下「本事業」という。）の実施に伴う物品の管理及び費用負担区分について、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業の円滑かつ適正な運営を図るため、本事業において使用する消耗品及び備品等の取扱い、管理並びに費用負担区分に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（1）消耗品

1回又は短期間の使用により消費する物又は損傷しやすく比較的短期間（おおむね3年未満）に使用できなくなる物品

なお、その性質上長期間の使用に耐える物品であっても、1物品あたりの購入金額が3万円未満のものについては、消耗品として取り扱うものとする。

（2）備品

その性質又は形状を変えることなく比較的長期間（3年以上）にわたって使用に耐える物品であって、1物品あたりの購入金額が3万円以上のものをいう。

基 準	3万円未満	3万円以上
1回又は短期間の使用により消費する物又は損傷しやすく比較的 <u>短期間</u> （おおむね3年未満）に使用できなくなる物品	消耗品	
その性質又は形状を変えることなく比較的 <u>長期間</u> （3年以上）にわたって使用に耐える物品	消耗品	備品

(消耗品の費用負担)

第3条 本事業において実施する体験プログラム及び日常の事業運営に必要な消耗品については、すべて乙の負担により調達するものとする。

2 前項の消耗品には、教材、絵本、玩具、文具、体育館又は校庭における活動に必要な用具等、通常の事業運営において必要とされ、その性質上消耗品と認められる物品一切を含むものとする。

(新規物品購入時の費用負担区分)

第4条 本事業の運営にあたり新たに物品を購入する場合の費用負担区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 1物品あたりの購入金額が3万円未満のものについては、消耗品として取り扱い、乙が費用を負担するものとする。

ただし、電化製品、通信機器その他これらに類する物品については、購入金額が3万円未満であることのみをもって乙の負担とせず、当該物品の性質、用途及び契約期間満了後の帰属その他の取扱いを踏まえ、事前に甲乙協議のうえ費用負担区分を定めるものとする。

なお、本事業の継続的な運営に不可欠であり、契約期間満了後に乙が撤去することにより本事業の遂行に支障が生ずるおそれのある物品については、原則として甲がその費用を負担するものとする。

(2) 1物品あたりの購入金額が3万円以上のものについては、備品として取り扱い、原則として甲が費用を負担するものとする。ただし、当該物品の性質、用途及び帰属等を踏まえ、事前に甲乙協議のうえ費用負担を決定することができる。

2 同一の物品を複数購入する場合においても、費用負担区分は、当該物品1点ごとの購入金額により判断するものとする。

3 前各項の規定は、本事業の開始にあたり必要となる物品の購入についても適用するものとし、当該購入は、甲及び乙それぞれの予算の範囲内で行うものとする。

(既存物品の買替え)

第5条 本事業において使用する既存物品の老朽化、故障その他

の理由により買替えが必要となった場合の費用負担区分については、当該物品の購入金額に応じて、第4条の規定を準用するものとする。

ただし、性能の向上その他仕様の変更を伴う買替えにより購入金額が3万円を超える場合には、当該買替えについては前条の規定を準用しないものとし、その費用は、原則として乙が負担するものとする。

基 準	負 担 者	
	甲	乙
消耗品(第3条)	—	●
新規物品(第4条)		
消耗品	—	●
電化製品, 通信機器その他これらに類する物品	事前協議(※1)	
備品	●(※2)	—
既存物品の買替え(第5条)		
(原則)	新規物品準用	
(例外) 性能の向上その他仕様の変更を伴う買替えにより購入金額が3万円を超える場合	—	●

(※1) 当該物品の性質, 用途及び契約期間満了後の帰属その他の取扱いを踏まえた甲乙間の事前協議

(※2) 当該物品の性質, 用途及び帰属等を踏まえ, 事前に甲乙協議のうえ費用負担を決定することができる

(物品の管理責任)

第6条 甲が費用を負担した備品については、乙は善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

2 乙は、備品を本事業の目的以外に使用してはならない。

(修繕又は買替えの判断基準)

第7条 備品に破損又は故障が生じた場合における修繕又は買替えの判断については、原則として、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 1物品あたりの購入金額が3万円未満の物品のうち、電化

製品，通信機器その他これらに類する物品を除くものについては，乙の費用負担により，乙が修繕又は買替えのいずれかを決定するものとする。

(2) 1物品あたりの購入金額が3万円以上の物品については，甲の費用負担により，甲が修繕又は買替えのいずれかを決定するものとする。

2 前項各号の規定にかかわらず，修繕又は買替えの判断について特に協議を要すると認められる場合には，甲及び乙は協議の上，当該判断を行うものとする。

(備品の返還)

第8条 本事業の終了又は本協定の解除に伴い，乙は，甲が費用を負担した備品を，原則として現状のまま甲に返還するものとする。ただし，甲が返還を要しないと認めた場合はこの限りでない。

2 返還時における通常損耗については，乙の責めに帰さないものとする。

3 乙が費用を負担して取得した消耗品のうち，本事業の終了又は本協定の解除の時点において残存するものは，当該時点において甲に帰属するものとする。

4 乙は，前項の残存消耗品について，甲の指示に従い引き渡すものとする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は，甲乙誠意をもって協議し，解決を図るものとする。

(適用期間)

第10条 本協定は，本事業の実施期間中適用するものとする。

令和 年 月 日

(甲)

住 所 柏市柏五丁目 1 0 番 1 号

氏 名 柏市

柏市長 太 田 和 美 印

(乙)

住 所

氏 名